

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 7617-1：2017

規格名：直管蛍光ランプー第1部：安全仕様

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二条 第1項	安全原則	電気用品は、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないよう設計されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 2 2.1	箇条 2 安全要求事項 2.1 一般事項 ランプは、普通に使用されたとき、使用者及び周囲に対して危険を及ぼさないように設計又は製造されていなければならない。	
第二条 第2項	安全原則	電気用品は、当該電気用品の安全性を確保するために、形状が正しく設計され、組立てが良好で、かつ、動作が円滑であるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	2.3 2.3.2 2.3.2.1 2.3.3 2.10 2.10.1	2.3 口金の機械的要求事項 2.3.2 口金の寸法要求事項 口金寸法は、次による。 2.3.2.1 ランプには、JIS C 7709-1 に規定する口金を使用しなければならない。 2.3.3 システム要求事項 ランプは、システム要求事項の情報を含む JIS C 7709-1 の口金データシートに規定された制限値を超えてはならない。 2.10 ランプ長の最小値 2.10.1 照明器具へのランプの装着を確実にするために、ランプ長の最小値は次の規定を満足しなければならない。 -G5 及び G13 口金付ランプ：B（最小値） -Fa8 口金付ランプ：B（最小値） -R17d、RX17d 及び Fa6 口金付ランプ：C（最小値） -FaX6 口金付ランプ：A（最小値）	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 7617-1：2017

規格名：直管蛍光ランプー第1部：安全仕様

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第三条 第1項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前条の原則を踏まえ、危険な状態の発生を防止するとともに、発生時における被害を軽減する安全機能を有するよう設計されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	2.7 2.7.3	2.7 耐熱性及び耐燃焼性 2.7.3 絶縁部材の外側は、異常過熱に対する耐熱性及び耐燃焼性がなければならない。	
第三条 第2項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前項の規定による措置のみによつてはその安全性の確保が困難であると認められるときは、当該電気用品の安全性を確保するために必要な情報及び使用上の注意について、当該電気用品又はこれに付属する取扱説明書等への表示又は記載がされるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	2.2 2.2.1  附属書 JA JA.1  JA.2 JA.2.1	2.2 表示 2.2.1 ランプの表示 ランプには、次の事項を表示しなければならない。 a)製造業者名若しくは責任ある販売業者名又はその略号 b)定格ランプ電力 c)形式 d)大きさの区分（形） 附属書 JA 包装の表示 JA.1 一般的事項 表示の一般的事項は、次による。 a)形式 b)製造業者名若しくは責任ある販売業者名又はその略号 c)定格ランプ電力 d)大きさの区分（ワット形又は形） JA.2 注意事項 JA.2.1 表示の仕方 最小包装容器には、必要な注意事項について、使用者の見	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 7617-1：2017

規格名：直管蛍光ランプー第1部：安全仕様

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第三条 第2項 続き				JA.2.2	<p>やすい場所に規定の大きさで表示しなければならない。</p> <p>JA.2.2 表示内容</p> <p>必要な注意事項について、区分（警告、注意の別）、図記号及び指示文を表示しなければならない。</p>	
第四条	供用期間中における安全機能の維持	電気用品は、当該電気用品に通常想定される供用期間中、安全機能が維持される構造であるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	2.3 2.3.1 2.3.1.1 2.3.1.3	<p>2.3 口金の機械的要求事項</p> <p>2.3.1 構造及び接合</p> <p>口金及びガラス管は、ランプの使用中に外れないような構造に組み立てられていなければならない。</p> <p>2.3.1.1 口金接着強さ</p> <p>口金の接着強さは、次による。</p> <p>b)120℃±5℃の温度で2000h±50h加熱した後も、規定されたねじりモーメントを加えたとき、口金はガラス管にしっかりと接着しており、かつ、口金の構成部品が6°を超えて回ってはならない。</p> <p>2.3.1.3 2G13 口金の場合</p> <p>b)加熱試験後 120℃±5℃の温度で2000h±50h加熱した後も、口金に引張り及び曲げモーメントを加えたとき、口金はガラス管にしっかりと接着していなければならない。</p>	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 7617-1：2017

規格名：直管蛍光ランプー第1部：安全仕様

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第五条	使用者及び使用場所を考慮した安全設計	電気用品は、想定される使用者及び使用される場所を考慮し、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	2.1    附属書 JA JA.2 JA.2.2	2.1 一般事項 ランプは、普通に使用されたとき、使用者及び周囲に対して危険を及ぼさないように設計又は製造されていなければならない。  附属書 JA 包装の表示 JA.2 注意事項 JA.2.2 表示内容 使用環境に関連し、次の旨の指示文を表示しなければならない。 ー防水形の器具に使用する場合は、器具に適合した管径のランプを使用してください ー雨や水滴のかかる状態や、湿度の高いところで使用しないでください ー粉じんの多いところでは、一般器具によるランプの使用はしないでください	
第六条	耐熱性等を有する部品及び材料の使用	電気用品には、当該電気用品に通常想定される使用環境に応じた適切な耐熱性、絶縁性等を有する部品及び材料が使用されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	2.7 2.7.1 2.7.2	2.7 耐熱性及び耐燃焼性 2.7.1 口金に使う絶縁材料は、耐熱性のものでなければならない。 2.7.2 口金は、恒温槽において 125 °C±5 °Cの温度で 168 時間試験をした後、目視で確認できる口金ピンの緩み、亀裂、膨張又は収縮があってはならない。	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 7617-1：2017

規格名：直管蛍光ランプー第1部：安全仕様

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第七 条 第1号	感電に対する保護	電気用品には、使用場所の状況及び電圧に応じ、感電のおそれがないように、次に掲げる措置が講じられるものとする。 一 危険な充電部への人の接触を防ぐとともに、必要に応じて、接近に対しても適切に保護すること。	■該当	2.6	2.6 充電部の露出	
			□非該当	2.6.2	2.6.2 ピン以外は、いかなる充電部も口金から突き出してはならない。	
第七 条 第2号	感電に対する保護	二 接触電流は、人体に影響を及ぼさないように抑制されていること。	■該当 □非該当	2.6 2.6.1	2.6 充電部の露出 2.6.1 充電部から絶縁されている金属部分に漏電してはならない。	
第八 条	絶縁性能の保持	電気用品は、通常の使用状態において受けるおそれがある内外からの作用を考慮し、かつ、使用場所の状況に応じ、絶縁性能が保たれるものとする。	■該当	2.4	2.4 絶縁抵抗	
			□非該当	2.4.1	2.4.1 ピン又はコンタクトと口金の金属シェルとの間の絶縁抵抗は、2MΩ以上でなければならない。	
				2.5	2.5 耐電圧	
				2.5.2	2.5.2 2.4 と同じ部分間での絶縁は、耐電圧試験中に、フラッシュオーバー又は絶縁破壊が起こってはならない。	
				2.8	2.8 口金の沿面距離	
	2.8.1	2.8.1 ピン又はコンタクトと口金の金属シェル間との最小沿面距離は、JIS C 7709-0 の要求事項に適合していなければならない。				

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 7617-1：2017

規格名：直管蛍光ランプー第1部：安全仕様

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第九条	火災の危険源からの保護	電気用品には、発火によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、発火する温度に達しない構造の採用、難燃性の部品及び材料の使用その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	2.7 2.7.4	2.7 耐熱性及び耐燃焼性 2.7.4 絶縁部材の外側は、試験温度 650 °C のグローワイヤ試験で、試料のいかなる火炎又は赤熱も、グローワイヤから引き離して 30 秒以内に消えなければならない。また、燃焼又は溶融した試料の小片で、試料の下に置いた薄葉紙が発火してはならない。	
第十条	火傷の防止	電気用品には、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼすおそれがある温度とならないこと、発熱部が容易に露出しないこと等の火傷を防止するための設計その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	2.9 2.9.1	2.9 ランプの口金温度上昇 2.9.1 G5、G13 及び 2G13 口金をもつスタータ形ランプの場合、周囲温度からの口金温度上昇値は、95 K を超えてはならない。W4.3×8.5d 口金ランプの場合、測定点の口金温度上昇は 55 K を超えてはならない。	
第十一 条第1項	機械的危険源による危害の防止	電気用品には、それ自身が有する不安定性による転倒、可動部又は鋭利な角への接触等によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、適切な設計その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	2.3 2.3.2 2.3.2.1 2.3.3	2.3 口金の機械的要求事項 2.3.2 口金の寸法要求事項 口金寸法は、次による。 2.3.2.1 ランプには、JIS C 7709-1 に規定する口金を使用しなければならない。 2.3.3 システム要求事項 ランプは、システム要求事項の情報を含む JIS C 7709-1 の口金データシートに規定された制限値を超えてはならない。	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 7617-1：2017

規格名：直管蛍光ランプー第1部：安全仕様

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十一 条第2項	機械的危険源による危害の防止	2 電気用品には、通常起こり得る外部からの機械的作用によって生じる危険源によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、必要な強度を持つ設計その他の措置が講じられるものとする。	■該当 □非該当	2.3 2.3.1.1  2.3.1.3	2.3 口金の機械的要求事項 2.3.1.1 口金接着強さ 口金の接着強さは、次による。 a)規定のねじりモーメントを加えたとき、ランプの口金はガラス管としっかり接着しており、かつ、口金の構成部品は、6° を超えて回ってはならない。 2.3.1.3 2G13 口金の場合 a)未試験ランプ ガラス管と口金とは、40Nの軸方向の引張りで緩んではならない、かつ、3Nmの曲げモーメントで緩んではならない。	
第十二 条	化学的危険源による危害又は損傷の防止	電気用品は、当該電気用品に含まれる化学物質が流出し、又は溶出することにより、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	■該当 □非該当	2.1	2.1 一般事項 ランプは、普通に使用されたとき、使用者及び周囲に対して危険を及ぼさないように設計又は製造されていなければならない。	
第十三 条	電気用品から発せられる電磁波による危害の防止	電気用品は、人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波が、外部に発生しないように措置されているものとする。	■該当 □非該当	2.13	2.13 紫外放射 ランプからの放射強度は、規定の値を超えてはならない。	
第十四 条	使用方法を考慮した安全設計	電気用品は、当該電気用品に通常想定される無監視状態での運転においても、人体に危害	■該当 □非該当	2.1	2.1 一般事項 ランプは、普通に使用されたとき、使用者及び周囲に対し	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 7617-1：2017

規格名：直管蛍光ランプー第1部：安全仕様

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十四条続き		を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。			て危険を及ぼさないように設計又は製造されていなければならない。	
第十五条第1項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	一般的に、不意な始動によって人体に危害を及ぼし又は物件に損傷を与えるおそれがないため、非該当が妥当と考える。
第十五条第2項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、動作が中断し、又は停止したときは、再始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	一般的に、不意な再始動によって人体に危害を及ぼし又は物件に損傷を与えるおそれがないため、非該当が妥当と考える。



## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 7617-1：2017

規格名：直管蛍光ランプー第1部：安全仕様

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十五条第3項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な動作の停止によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	一般的に、不意な停止によって人体に危害を及ぼし又は物件に損傷を与えるおそれがないため、非該当が妥当と考える。
第十六条	保護協調及び組合せ	電気用品は、当該電気用品を接続する配電系統や組み合わせる他の電気用品を考慮し、異常な電流に対する安全装置が確実に作動するよう安全装置の作動特性を設定するとともに、安全装置が作動するまでの間、回路が異常な電流に耐えることができるものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	部品であるため、非該当が妥当と考える。
第十七条	電磁的妨害に対する耐性	電気用品は、電氣的、磁氣的又は電磁的妨害により、安全機能に障害が生じることを防止する構造であるものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	一般的に、電磁的妨害による誤動作により、安全機能に障害が生じることはな

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 7617-1：2017

規格名：直管蛍光ランプー第1部：安全仕様

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十七 条続き						いため、非該当 が妥当と考 える。
第十八 条	雑音の強さ	電気用品は、通常の使用状態において、放送 受信及び電気通信の機能に障害を及ぼす雑 音を発生するおそれがないものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	—	—	J55015 等の規格 を適用する。
第十九 条	表示等（一般）	電気用品は、安全に必要な情報及び使用上の 注意（家庭用品品質表示法（昭和三十七年法 律第百四号）によるものを除く。）を、見や すい箇所容易に消えない方法で表示され るものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	2.2 2.2.1	2.2 表示 2.2.1 ランプの表示 ランプには、見やすく、容易に消えない方法で、規定の事 項を表示しなければならない。	
第二十 条第1項	表示等（長期使 用製品安全表示 制度による表 示）	次の各号に掲げる製品の表示は、前条の規定 によるほか、当該各号に定めるところによ る。 一 扇風機及び換気扇（産業用のもの又は電 気乾燥機（電熱装置を有する浴室用のもの に限り、毛髪乾燥機を除く。）の機能を兼ね る換気扇を除く。） 機器本体の見やすい箇 所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消え ない方法で、次に掲げる事項を表示すること。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	—

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 7617-1：2017

規格名：直管蛍光ランプー第1部：安全仕様

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二十条第1項 続き		(イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間（消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）第三十二条の三第一項第一号に規定する設計標準使用期間をいう。以下同じ。） (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。				
第二十条第2項	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	二 電気冷蔵庫（産業用のものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	—
第二十条第3項	表示等（長期使用製品安全表示制度による表	三 電気洗濯機（産業用のもの及び乾燥装置を有するものを除く。）及び電気脱水機（電気洗濯機と一体となっているものに限り、産	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	—

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 7617-1：2017

規格名：直管蛍光ランプー第1部：安全仕様

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
	示)	業用のものを除く。) 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。				
第二十条第4項	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	四 テレビジョン受信機（ブラウン管のものに限り、産業用のものを除く。） 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	—